

## 経済産業省

20250903保第22号

令和7年9月12日

化学物質審議会

会長 蒲生 昌志 殿

経済産業大臣 武藤 容治

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項に規定する第一種特定化学物質使用製品等に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、次について諮問する。

「チオりん酸O・O-ジエチルーO-（3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル）（別名クロルピリホス）」、「中鎖塩素化パラフィン（（1）（炭素数が14から17までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物）、（2）（以下の分子式を有する炭素数が14から17までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物  $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ （ $y \geq 5$ ）、 $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ （ $y \geq 5$ ）、 $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ （ $y \geq 6$ ）、 $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ （ $y \geq 6$ ）又は（1）かつ（2）を満たす物質）」、「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）（別名長鎖PFCA）又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が8以上20以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入し

てはならないものの指定及び法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定